

品確法の実施状況および 運用指針について

1.品確法運用指針の徹底に向けた取組

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(平成27年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせで適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用**することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の**手続の迅速化**等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

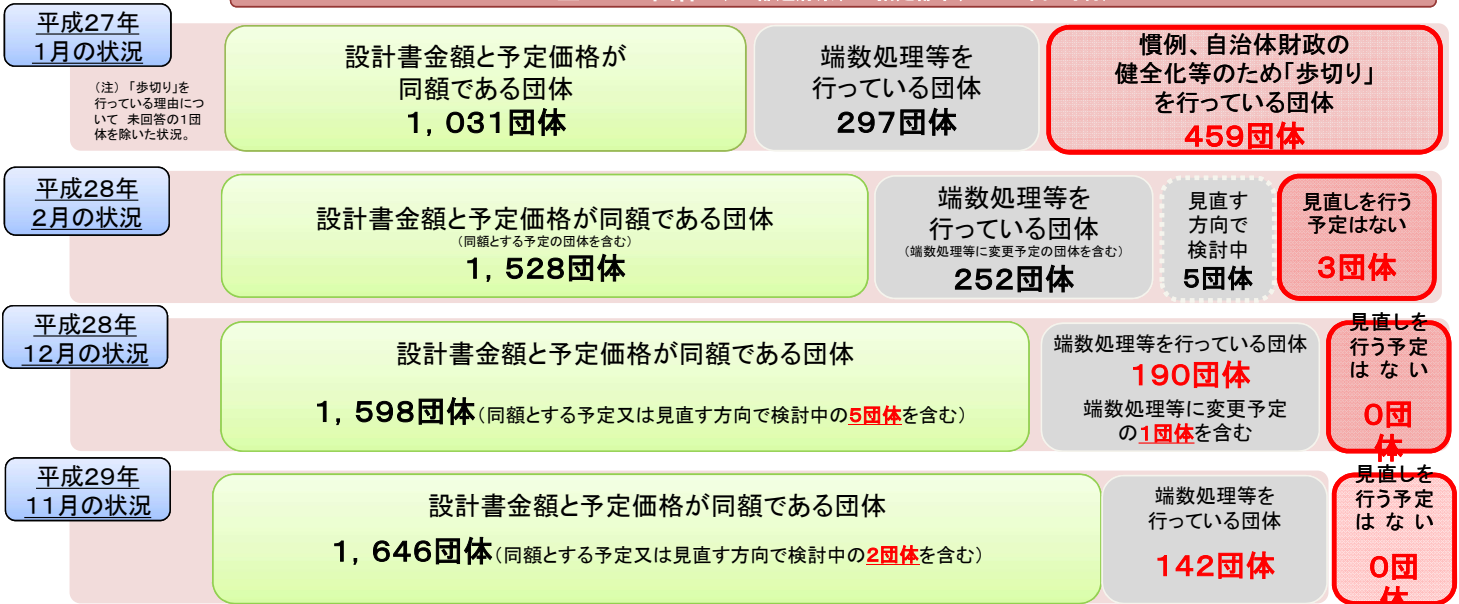
⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

歩切りの根絶

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止(※)することを決定。

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)



(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

2.発注見通しの公表・統合の拡大、全国統一指標

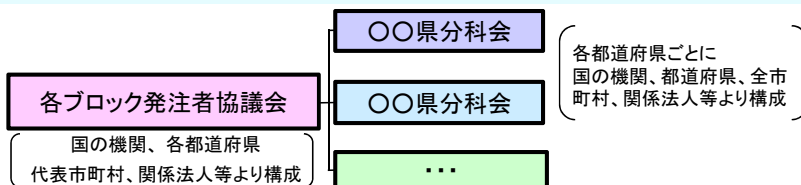
発注者間の連携

■ 地域発注者協議会を活用した取り組み

- 工事の品質確保等に関する各種取組等について、発注者間の連携を図るため、全ての地方公共団体等が参画する地域発注者協議会において情報共有を実施。
- 品確法運用指針のうち、重点3項目について各発注者が自らの取組み状況を把握するため、全国統一指標を設定。平成30年度は、**施工時期の平準化について目標値を設定**するなど、**地方公共団体等に対し、改善に向けた働きかけを実施**。

■ 地域発注者協議会

- 地方整備局、都道府県、代表市町村等から構成するブロック協議会と全市町村が参画する都道府県毎の部会を設置



■ 全国統一指標

重点項目①適正な予定価格の設定

- 指標: 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)
- 指標: 単価の更新頻度

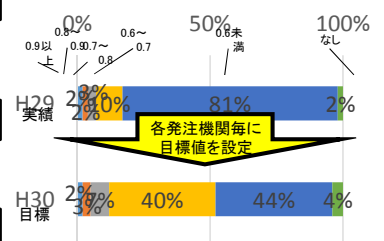
重点項目②適切な設計変更

- 指標: 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況
- 指標: 設計変更の実施工事率

重点項目③施工時期等の平準化

- 指標: 年度の平均と4～6月期の平均の稼働状況(件数・金額)の比率(※いわゆる平準化率)

平準化率の目標値設定例
(中部ブロック)



国土交通省における平準化の取り組み(工事)

- 適正な工期を確保するため、**国庫債務負担行為**(2か年国債やゼロ国債)を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
- 平成30年度は、**国庫債務負担行為を上積みするとともに、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大**。

平準化に向けた3つの取組

①国庫債務負担行為の積極的活用

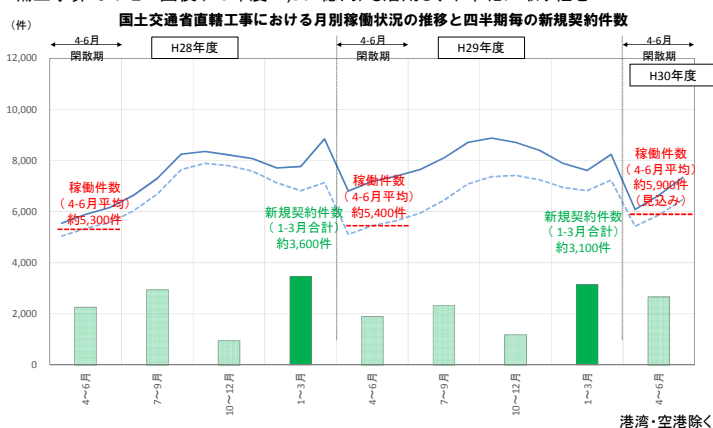
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債(※1)及びゼロ国債(※2))**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

H27年度 : 約200億円 ⇒ H28年度 : 約700億円
⇒ H29年度※ : 約2,900億円 ⇒ H30年度 : 約3,100億円

※H29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定
※H30年度の内訳は、2か年国債約1,740億円、ゼロ国債約1,345億円

(参考)
補正予算でのゼロ国債(29年度:1,567億円)も活用し、平準化に取り組む



②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大**

※参加状況の推移: H29.3末時点: 約500団体(約25%)→H30.10時点: 1400団体(約70%)
国、特殊法人等: 151/210、都道府県: 47/47、政令指定都市: 20/20、市町村: 1182/1721(H30.10時点)



(参考)東北地方の事例

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請** 平成30年2月2日発出席み

- ※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。
- ※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

国土交通省における平準化の取り組み(業務)

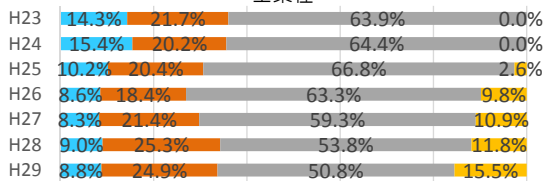
- 3月に履行期限を迎える業務件数の比率は、繰越制度の活用等により着実に減少(H28:53.8% → H29:50.8%)。特に土木関係建設コンサルタント業務の比率が大幅に減少(H28:60.5% → H29:56.2%)。
- 平成30年度においても目標達成に向け、**早期発注、国債や翌債・繰り越しの活用等**により、引き続き3月納期の集中回避を図る。

対象

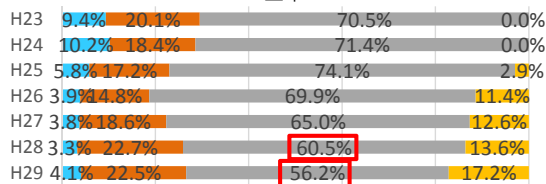
- ・ 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。
- ・ ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

履行期限の状況	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	目標
4月~12月	14.3%	15.4%	10.2%	8.6%	8.3%	9.0%	8.8%	25%以上
1月~2月	21.7%	20.2%	20.4%	18.4%	21.4%	25.3%	24.9%	25%以上
3月	63.9%	64.4%	66.8%	63.3%	59.3%	53.8%	50.8%	50%以下
繰り越し	—	—	2.6%	9.8%	10.9%	11.8%	15.5%	—

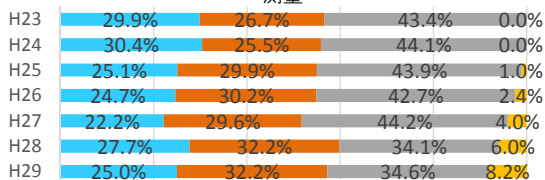
全業種



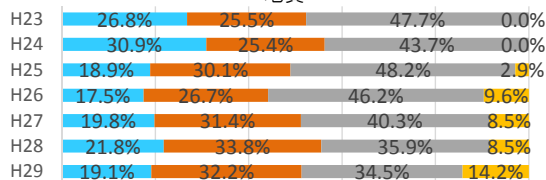
土木



測量



地質



■ 12月まで ■ 1~2月 ■ 3月 ■ 繰越

3. 災害時の緊急度等に応じた入契制度の適用

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月）

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成（平成29年7月）。**地方公共団体**に対しても、**ガイドライン**を参考として、**随意契約等を適用するよう通知**するとともに、**地域発注者協議会を通じて内容を周知**。
○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、**直轄**で、**約250件**（H30.7末時点）の**工事で随意契約を活用**。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合

平成30年7月豪雨での随意契約の状況

	工事	業務
全国	約220件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	約130件	約30件

H30.9末現在

【確実な施工確保、不調・不落対策】

① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

大規模災害の復旧・復興事業における主な施工確保対策 国土交通省

○ 大規模災害の復旧・復興事業では、地域の状況等に応じた、多様な施工確保対策を実施することにより早期の事業完成を目指す。

■ 発注関係事務の段階に応じた主な施工確保対策

工事着手前	>>>	発注準備積算	>>>	入札公告契約	>>>	工事中
<ul style="list-style-type: none"> <事業推進体制の強化> ・事業促進PPP等の導入 <建設資材対策> ・発注見通し統合 ・資材需給情報共有・調整の場（連絡会）を開催 <技能労働者確保対策> ・仮設公共プラント設置 ・プレキャスト製品の活用 	>>>	<ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の改定 ・見積活用による積算 ・宿舍設置に伴う費用の積上計上 ・地域外からの労働者確保に関する間接費補正 ・いわゆる“復興歩掛”の適用 ・いわゆる“復興係数”による間接工事費の補正 ・概略発注方式の導入 	>>>	<ul style="list-style-type: none"> ・発注ロットの拡大 ・地域要件の緩和（県内→管内企業まで拡大等） ・地元企業の参加可能額の拡大（B+C）、（拡大C） ・復興JV活用 ・「一括審査方式」の導入 ・段階選抜方式の導入 ・不落随契の活用 ・簡易確認型の導入 ・契約時点の最新単価に基づく契約変更 ・工期における余裕期間の設定 	>>>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 ・宿泊費等に係る間接費の設計変更 ・建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更 ・物価変動等に伴うスライド変更（インフレ/単品スライド） ・設計変更等による柔軟な運用の実施（既契約工事への設計変更による追加など） ・適切な工期延長対応 ・監理技術者の途中交代の要件緩和 ・設計変更概算額の提示

○被災地方公共団体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、以下の支援等を実施。

【テックフォース派遣】

【災害緊急調査】

【査定前着工の周知】

【災害査定効率化】

【査定設計委託費等の補助】

自治体所管施設を含め被災状況調査を支援

本省災害査定官等を派遣し、復旧工法の指導、助言の実施

災害査定前に被害拡大防止に必要な工事が実施可能である旨周知

設計図書簡素化等、災害査定に要する事務手続きの軽減

激甚災害等の査定設計に要した委託費等の費用の最大1/2を補助

【テックフォース派遣】

【災害緊急調査】

【災害査定効率化】

(平成29年7月九州北部豪雨の例(福岡県、大分県関係))

○書面による査定上限額の引上げ

- ・現地で行う「実施査定」の件数を減らし、「机上査定」の件数を増。災害査定に要する時間や人員を大幅に縮減。
- ・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引上げ。
福岡県: 3,500万円以下 大分県: 1,000万円以下

○設計図書の簡素化

- ・土砂崩落や道路途絶等により被災箇所への近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査による時間を縮減。
- ・測量図の代わりに、既存地図や航空写真、標準断面図を活用することで、測量・作図等に要する時間や人員を大幅に縮減。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引き上げ

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から6億円未満に引上げることで、災害復旧事業の本格的な着手を迅速化。

【査定設計に要した委託費等の補助】

○査定設計に要した委託費等の最大1/2を補助

- ・特に被害が激甚であると認められる災害(激甚災害等)の箇所
- ・特殊工法(地すべり、橋梁、トンネル等)等を実施する箇所のうち、一定規模以上の箇所



河川構造物の被害状況調査(添田町)



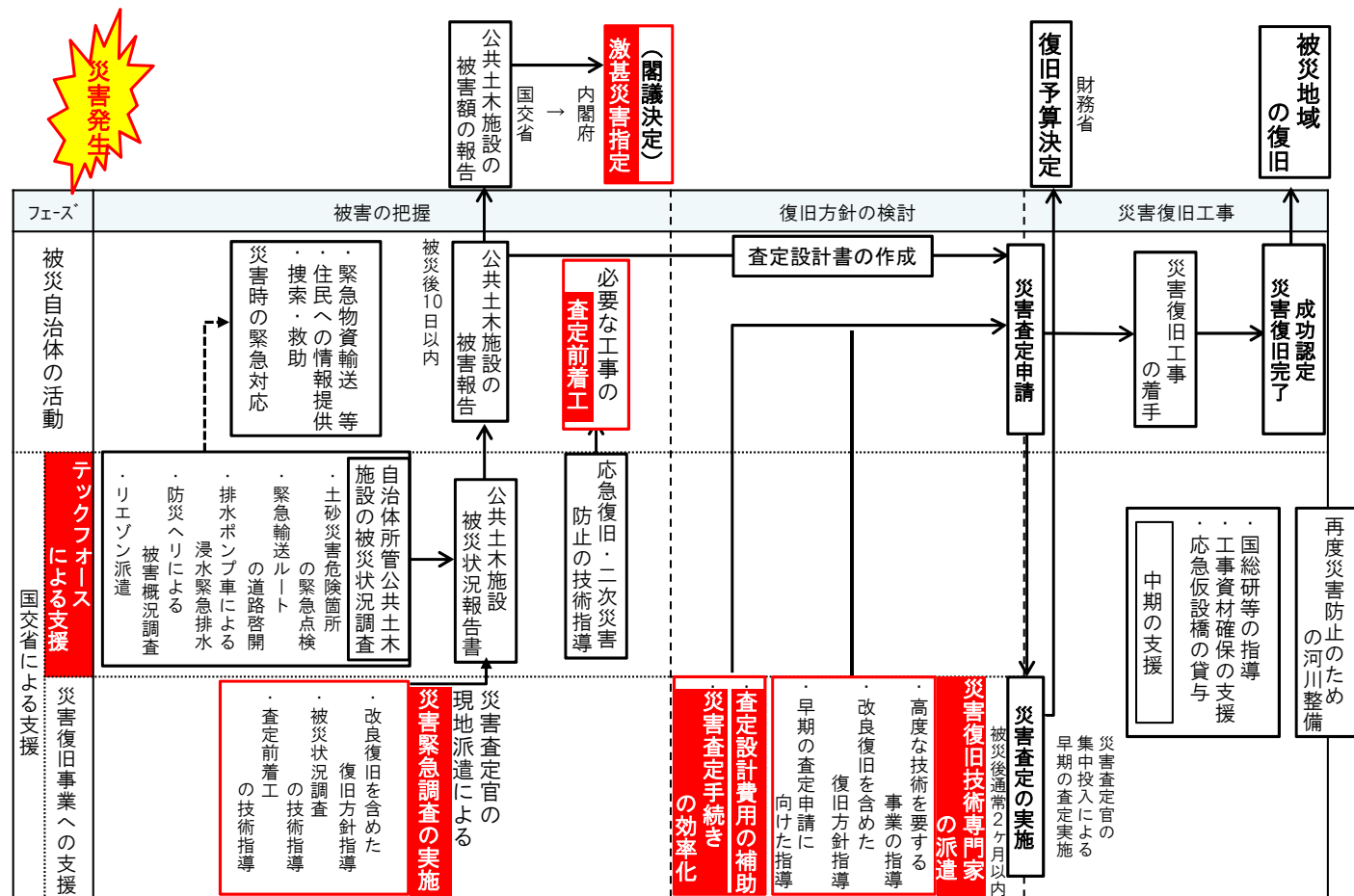
復旧工法の指導・助言
(秋田県 一級河川上溝川)

【査定前着工】



河岸の欠壊に対し、拡大防止のために大型土のうで応急工事を実施

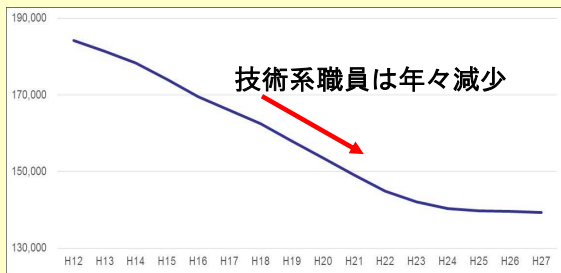
被災地域の1日も早い復旧に向けた取り組み(激甚災害時等)



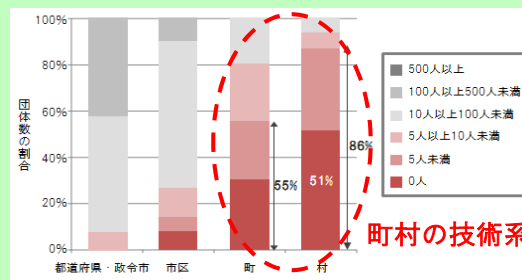
市町村は大規模災害時に非常に厳しい状況に置かれています

市町村では職員数が年々減少しています

特に災害復旧を担う技術系職員数は大きく減少しています

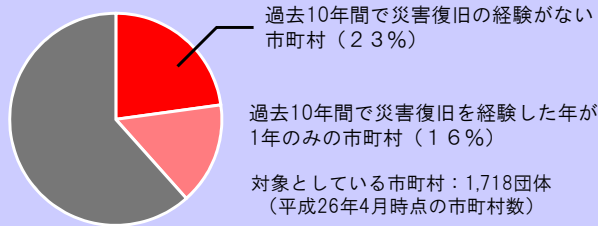


「村」の約半分では技術系職員がすでに0人です
「町」の約6割「村」の9割でも5人未満です



災害復旧の経験が少ない市町村が約4割です

約4割の市町村では、過去10年間の災害復旧事業を実施した経験が1回以下となっています



災害時には膨大な業務を迅速に処理する必要があります

被災市町村では少人数の職員が、災害査定など普段は経験しないが迅速な対応が求められる膨大な業務を実施する必要があります

北海道・東北豪雨では…

熊本地震では…

【岩手県岩泉町の例】

【熊本県御船町の例】

374箇所・約85億円にのぼる

392箇所・約32億円にのぼる

復旧事業をわずか6名の職員で対応

復旧事業をわずか7名の職員で対応

○他の自治体から支援を受ける

○他の自治体から支援を受ける

○民間事業者に発注者支援業務、

CM方式によるマネジメント業務を委託

被災した市町村長等から頂いたご意見

- ◆ 早期の復旧に向けて災害復旧事業全体のスケジュールをしっかりマネジメントすることが必要
- ◆ 土木職員や災害経験者が不足しており、災害復旧工事に労力を要している。
- ◆ インフラの多くが被災してしまい、町単独では対応できない。

被災地における報道

- ◆ 「技術職不足 なお深刻 (派遣充足率57%)」(熊本日日新聞 H29年4月14日 2面)



平成28年11月29日(火)「防災対策に関する市町村長との意見交換会」

発注者間の連携・支援の取り組みの例

事例① 国土交通省職員を総合評価審査委員として派遣

直轄職員が第三者委員となり、自治体における総合評価方式の手続きに参画

事例② 発注関係事務に関する知識・経験を有する者の活用

発注関係事務について豊富な経験を持つ技術者を発注者支援業務において評価・活用

事例③ 自治体職員向けの実践的な演習・講習会を実施

総合評価落札方式の運用、工事監督などの実務の習得を支援

事例④ メール、電話による相談窓口を全国に設置・受付

相談への対応と合わせ、運用指針の内容の解説、全国の取組事例、参考情報を提供

事例⑤ 外部からの支援体制を活用する場合の支援(発注者支援機関の認定)

自治体による発注関係事務のアウトソーシングに対し、一定の要件を満たす受託機関を評価・選定

- i-Constructionの取組として、建設現場の生産性向上と**魅力ある建設現場の創出**に向け、UAVやICTなど先端技術を導入し省人化・効率化を図る、様々な施策を展開しています。
- 建設分野で働く人々は、我が国の経済発展の根幹であるインフラ整備や、災害時の復旧活動による地域の安全・安心の確保など、重要な役割を担っています。
- これまでも、関連団体や発注機関等において、功績に対する表彰や工事銘板への名前の刻銘、現場で働く若手や女性職員のスピリッツの紹介など、**広く一般の方々の認識を高めるとともに、仕事の魅力・人々のやりがい向上につながる取組**が行われています。
- 「**やりがいの向上**」や「**魅力の発信**」等を目的に、検討委員会を設置して、関係者間の連携を図り、建設分野における**更なる取組の強化と新たな取組**を促進していきます。

○検討委員会のメンバー(案)
i-Construction推進コンソーシアム企画委員会委員、有識者、建設関連団体、報道、教育機関、国土交通省等

- 主なテーマ
- ・参加者からの「やりがい」向上の取組み事例の紹介
 - ・建設現場で働く人々や企業等の広報の拡充
 - ・今後の取組み等 ※第1回検討委員会11月開催予定



国土交通省
関東地方整備局HPより

「危険・きたない・きつい」からの脱却
「休暇が取れる」、「給与が良く」、「希望が持てる」建設現場を目指す！

取組事例(工事銘板と技術者)



銘板 裏面

